

議案第 32 号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成18年橋本市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 市民病院の職員 <u>370人</u> (4)～(10) 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 市民病院の職員 <u>353人</u> (4)～(10) 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。